

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間の延長について

民間金融機関（信用保証制度）の新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号（借換目的での利用）の指定期間について、令和6年3月末まで延長される旨が公表されました。

記

1. セーフティネット保証4号の取扱期間の延長

実施機関	制度	改正後	改正前
民間金融機関 (信用保証制度)	セーフティネット保証4号 (借換目的での利用のみ(注))	令和6年3月末	令和5年12月末

(注) 新規融資のみでの利用は令和5年9月末で終了している。

2. (参考) 現在の資金繰り支援制度の状況

実施機関	制度	措置	期限
日本政策金融公庫等	コロナマル経	マル経基準利率 -0.5% (3年経過後はマル経基準利率)	令和6年3月末
	新型コロナウイルス感染症特別貸付	基準利率(災害) -0.5% (3年経過後は基準利率(災害))	
	新型コロナ対策資本性劣後ローン	融資限度額10→ 15億円	
	セーフティネット貸付	基準利率 -0.4% (注)	
民間金融機関 (信用保証制度)	セーフティネット保証4号 (借換目的での利用のみ)	保証割合100%等	

(注) 原材料・エネルギーコスト増の影響、ウクライナ情勢の変化の影響及びALPS処理水の処分に伴う風評影響を受けている方等の要件に該当する方

<参考URL>

中小企業庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間を延長します。」(https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/231215_4gou.html)